SBI 日本少額短期保険　SBI 常口セーフティ少額短期保険

賃貸住宅総合保険2021

みんなの部屋保険 G4

「安心をありがとう」

あなたの笑顔が、私たちの誇りです。

事故が起こったときは下記フリーダイヤルへお電話ください。

事故受付センター 0120-308-838　24時間 365日対応

eco証券（証券レス方式）では、パソコンやスマートフォンから
24時間365日ご契約内容を確認いただけます。

NSSI マイページ　検索

このパンフレットでは、[商品紹介] [重要事項説明書] [事故発生から保険金お支払いまでの流れ] などを掲載しています。

＼あなたの賃貸住宅生活をサポ

アパートやマンションなどの賃貸住宅にお住まいの方専用の保険です。事故や災害によって生じる損害を補償し、

家財補償　事故などにあったとき、あなたの家財の損害を補償します

火災

隣室での火災が原因で
自室も類焼し、
家財が焼失した

水濡れ

上階からの水濡れで
自室の家財が
被害にあった

雨漏り

雨漏りで家財に損害が出た
（窓などの開けっ放しによる
雨の吹き込みを除く）

盗難

空き巣に入られ、かばんと
現金10万円を盗まれた
（クレジットカードは対象外）

など

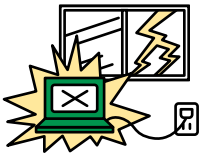

落雷

落雷によりテレビや
パソコンなどの
家財が壊れた

破裂・爆発

キッチンに置いていた
カセットコンロが爆発し、
家財が焼失した

風災、ひょう災、雪災

強風で窓ガラスが割れ、
その破片や雨が部屋に入り、
家財が壊れた

落下、飛来、衝突

外から飛んできた
ボールが窓ガラスを割り、
花瓶が割れた

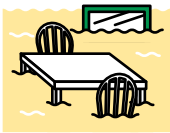

床上浸水

豪雨により河川が
氾濫し、家財が水没した
（床下浸水は対象外）

●家財補償は、損害額を再調達価額（保険契約の対象と同等のものを新たに購入する際の価額）により評価します。
（現金・預貯金証書の盗難を除く）

示談交渉サービス※の
ご利用が可能です

賠償責任補償　さまざまな賠償リスクからあなたを守ります

借家人賠償責任保険金

火災、破裂・爆発、水濡れなどに
起因する貸主に対する法律上
の損害賠償責任を補償します。

〈 保険金の支払事例 〉

・自室内で火災を起こし、
借用戸室に損害を与えた

・自室のキッチンから水があふれ、
フローリングを水浸しにした

個人賠償責任保険金

日常生活上の偶然な事故に起因
する第三者に対する法律上の
損害賠償責任を補償します。
（日本国内のみ）

〈 保険金の支払事例 〉

・洗濯機のホースが外れ
階下に損害を与えた

●物品、設備などに関する賠償責任による損害額は、時価額により評価します。

※事故により法律上の損害賠償責任を負うことになった場合に、お客様に代わって当社が相手方等と示談交渉を行うサービスです。

「事故」とは、その原因となる事由が偶然かつ突発的に発生したものをいいます。このパンフレットに記載した事例はあくまでも一例であり、それぞれの補償には

ートする充実の補償／

賃貸住宅総合保険2021
みんなの部屋保険 G4

貸主や他の入居者などに対する賠償責任にもしっかりと対応できます。

ご契約のしおりはコチラ▶

修理費用補償　思わぬ事故で自室を修理した費用を補償します

ガラス交換費用

ベランダで物干し竿をぶつけてしまい、窓ガラスが割れた

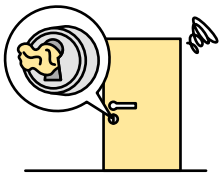

シリンダー交換費用

鍵穴に異物を詰められ、シリンダーを交換した（鍵の紛失は対象外）

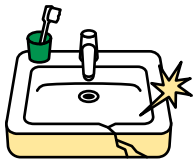

洗面台交換費用

手がすべって化粧瓶を落としてしまい、洗面ボウルが割れた

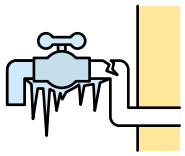

水道管修理費用

凍結によって水道管や給湯器配管が破損した

など

熱割れ交換費用

気温の変化によりガラスにヒビが入った

浴槽修理費用

浴槽の清掃中に転倒し、手をついたら浴槽にヒビが入った

便座交換費用

棚の荷物を取ろうと便座(便蓋)の上に乗ったら割れた

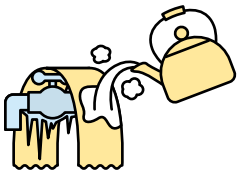

水道管解氷費用

専用水道管が凍結し解氷作業を行った

● 修理費用補償は、偶然かつ突発的な事故により借用戸室に損害が生じた場合の修理費用を保険金としてお支払いします。

その他の費用補償　事故などによる思わぬ出費をカバーします

1 残存物取片付費用

保険金が支払われる事故により冷蔵庫を処分した

2 修理費用

部屋の模様替えをしていて、誤ってタンスを壁にぶつけてしまい、大きな穴が開いた

3 被災転居費用

水災で部屋が水浸しになり、転居した

4 盗難転居費用

盗難にあい、家を転居することになった

5 臨時宿泊費用

火災・水災などでライフラインが使用不能になり、ホテルや有料宿泊施設に宿泊した

6 再発防止費用

凍結による水道管破裂の修理の際、ヒーターなどの専用設備を購入した

7 損害防止費用

火災が発生したときに消火器を使用したため、新しい消火器を購入した

1~7 以外の費用補償

失火見舞費用　など

● 各費用補償は、それぞれ支払条件が異なります。

一定の支払条件があります。詳しい内容は「ご契約のしおり」をご確認ください。

みんなの部屋保険 G4（正式名称：賃貸住宅総合保険2021）

ご契約に関する重要事項説明書

ご契約に関する重要事項（契約情報）についてご説明しています。ご契約前に必ずご確認ください。

●この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、「ご契約のしおり」に記載しています。必要に応じてSBI日本少額短期保険株式会社（以下「当社」）にご請求いただくか、当社ホームページをご参照ください。また、ご不明な点については、当社までお問い合わせください。

●保険金をお支払いできない場合など、お客様にとって不利益となる情報が記載された部分は必ずお読みください。

●保険契約者と被保険者が異なる場合には、この書面の記載内容を被保険者の方に必ずご説明ください。

Ⅰ 契約締結前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

●「みんなの部屋保険G4」（正式名称：賃貸住宅総合保険2021）は、借用戸室に収容されている家財を補償の対象とする保険です。火災、水濡れ、盗難などの事故による家財の損害等を補償します。また、「賃貸住宅総合賠償責任特約2021」が付帯されている場合には、借用戸室の貸主、他人に対する日常生活上の損害賠償責任も補償します。

●この保険は、当社とSBI常口セーフティ少額短期保険株式会社（以下「常口社」）の共同保険としてお引き受けします。

2 保険の目的（補償の対象）

●この保険の目的は、借用戸室（サービス付き高齢者向け住宅を含みます。）に収容されている被保険者所有の家財とします。以下の物は、借用戸室に収容されているものとみなします。

①借用戸室に付属する専用駐輪場または借用戸室が一戸建ての場合の敷地内の自転車・原動機付自転車
②エアコンの室外機
③借用戸室に付属する洗濯機置場の洗濯機
④借用戸室が属する敷地内の洗濯物、衣服および布団その他これらに類する物

●保険の目的に含まれない主な物は、以下のとおりです。

①自動車、船舶および航空機ならびにこれらの付属品
②通貨（※1）、預貯金証書（※1）、電子マネー、有価証券、クレジットカードなど
③貴金属、時計、宝玉、宝石およびこれらに類する物ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の再調達価額が30万円を超える物（※2）
④動物、植物
⑤稿本、設計書、図案、証書、帳簿など
⑥コンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データなど

※1 「3 補償内容について（1）⑨」の盗難保険金の支払事由に該当するものを除きます。

※2 生活用の貴金属、時計およびこれらに類する物の盗難による損害については、1個または1組の再調達価額を30万円として保険の目的に含めます。

3 補償内容について

（1）家財補償

保険金をお支払いする主な場合（損害保険金・盗難保険金・水害保険金）	
①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 ④風災・ひょう災・雪災 ⑤借用戸室の外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊 ⑥給排水設備に生じた事故または他戸室で生じた事故に伴う漏水・放水・溢水による水濡れ ⑦騒じょう等に伴う暴力行為など ⑧雨漏り（※） ⑨盗難 ⑩水災 ※1保険期間中1回限りとします。	
お支払いする保険金の額	
①～⑧	再調達価額による損害の額（1回の事故につき保険金額限度）
⑨	《保険の目的の盗難》 再調達価額による損害の額（1回の事故につき保険金額限度。ただし、1個または1組の再調達価額が30万円を超える生活用の貴金属、時計およびこれらに類する物に対しては、1回の事故につき100万円限度） 《通貨・預貯金証書の盗難》 損害の額（1回の事故につき通貨の盗難は20万円限度、預貯金証書の盗難は200万円限度）
⑩	再調達価額による損害の額×50%（1回の事故につき保険金額×50%限度）

（2）修理費用補償

修理費用保険金をお支払いする主な場合	
事故により借用戸室に損害が生じ、被保険者が借用戸室の貸主との契約に基づき、現実にこれを損害発生直前の状態に復旧するために修理した場合に以下の費用を支出したとき ①(1)家財補償①～⑨の事故により借用戸室に損害が生じた場合の修理費用 ②凍結により専用水道管に損害が生じた場合の専用水道管の修理費用（解氷費用を含みます。） ③事故によりガラス、洗面台、便器・便座・便蓋、浴槽に損害が生じた場合の修理費用（温水洗浄便座機能に関する損害、便器の詰まりの除去費用は除きます。） ④事故（借用戸室外での鍵の盗取を含みます。）により、鍵・シリンダーに損害が生じた場合の修理費用および開錠作業が必要になった場合の開錠費用（鍵の紛失・シリンダーの自然損耗等に関する損害は除くものとし、1保険期間中1回限りとします。） ⑤①～④のほか、事故により借用戸室に損害が生じた場合の修理費用 ⑥電気的・機械的事故により特定付属設備（※）に損害が生じた場合の修理費用 ※特定付属設備とは、エアコン、給湯器などの借用戸室に設置された電気を動力とする付属設備をいい、被保険者が所有するものを除きます。詳細は「ご契約のしおり」をご確認ください。	
お支払いする修理費用保険金の額	
各費用の実費（支払限度額は以下のとおりです。）	
①	1回の事故につき100万円限度
②	1回の事故につき30万円限度
③	1回の事故につき100万円限度
④	1回の事故につき5万円限度
⑤	1保険期間につき通算10万円限度
⑥	1回の事故につき30万円限度

（3）その他の費用補償

家財の損害等に伴って費用の損害が発生した場合などに、以下の費用保険金をお支払いします。

残存物取片付費用保険金
(1)家財補償①～⑧の事故により「損害保険金」が支払われ、かつ残存物取片付費用が発生する場合（損害保険金の10%限度）
失火見舞費用保険金
借用戸室から発生した火災・破裂・爆発により、第三者が所有する動産に損害を与えた場合（1被災世帯あたり10万円、保険金額の20%限度）
被災転居費用保険金
(1)家財補償①～⑧、⑩の事故により「損害保険金」または「水害保険金」が支払われ、かつ借用戸室が半損以上になり、損害発生から3か月以内に被保険者が転居する場合（40万円限度）
盗難転居費用保険金
借用戸室内への不法侵入があり、かつ(1)家財補償⑨の事故により「盗難保険金」が支払われ、損害発生から3か月以内に被保険者が転居する場合（40万円限度）
臨時宿泊費用保険金
(1)家財補償①～⑩の事故により「損害保険金」「盗難保険金」「水害保険金」のいずれかが支払われ、かつ飲用水・電気・ガスの供給停止または排水設備の使用不能によって居住できなくなり、ホテルなどの有料宿泊施設へ宿泊した場合（総額30万円限度）
再発防止費用保険金
(1)家財補償①～⑧の事故または専用水道管凍結が発生し、その事故の再発防止のため、損害発生から6か月以内に必要・有益な費用を被保険者が支出した場合（10万円限度）

（4）賠償責任補償

借家人賠償責任保険金をお支払いする主な場合
被保険者の責めに帰すべき事由に起因する以下①～③の事故または④の事故により借用戸室が損壊した場合において、被保険者が借用戸室についてその貸主に対して、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ①火災 ②破裂・爆発 ③借用戸室内で生じた漏水・放水・溢水による水濡れ ④被保険者の死亡（※） ※1保険期間中1回限りとし、被保険者の死亡前に起きた事故を原因とするものは除きます。

個人賠償責任保険金をお支払いする主な場合
被保険者が、日本国内で生じた次の偶然な事故による他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ①借用戸室の使用・管理に起因する偶然な事故 ②被保険者の日常生活に起因する偶然な事故
お支払いする保険金
損害賠償金・訴訟費用・弁護士費用など（1回の事故につき保険金額限度。ただし、借家人賠償責任保険金④被保険者の死亡については、1回の事故につき100万円限度）

●当社が支払うべき借家人賠償責任保険金の額と個人賠償責任保険金の額の合計額が保険金額を超える場合は、借家人賠償責任保険金および個人賠償責任保険金の額は、保険金額をそれぞれの保険金で比例配分した額とします。

●賠償責任補償は「賃貸住宅総合賠償責任特約2021」が付帯されている場合に補償の対象となります。同特約の付帯の有無については、契約申込書または契約申込画面（以下「契約申込書等」）をご確認ください。なお、同特約が付帯されているプランの場合、同特約を除外してご契約いただくことはできません。

（5）保険金をお支払いできない主な場合

すべての補償に共通
①保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意 ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（テロリズムにより生じた事故を含みます。）
家財補償・修理費用補償・その他の費用補償
①保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の重大な過失または法令違反 ②保険の目的が借用戸室外にある間に生じた事故 ③保険契約者または被保険者が所有・運転する車両またはその積載物の衝突・接触 ④（1）家財補償⑨の事故により建物・戸室の付属物から盗難され損害が生じた場合において、建物・戸室の付属物に施錠がされていなかった場合
修理費用補償
①火災、破裂・爆発、借用戸室内で生じた水濡れ事故による損害に対し、被保険者が借用戸室の貸主に対して、法律上の賠償責任を負担する場合 ②（2）修理費用補償①～⑤の費用のうち、以下の修理費用 ア 壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部 イ 玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣根、給水塔等の建物の共有部 ウ 第三者の所有物で被保険者以外の者が占有する部分（共同住宅の共有部分を含みます。）の水道管にかかわるもの エ パッキングのみに生じた損壊にかかわるもの ③専用給排水管、専用給排水設備、洗面台、便器・便座・便蓋および浴槽の擦損、かき傷、汚損（落書きを含みます。）等これらの設備の機能に直接関係のない損害（（2）修理費用補償①～④の費用） ④保険契約者または被保険者が飼育・管理する動物によって生じた損害（（2）修理費用補償①～⑤の費用） ⑤借用戸室の擦傷・かき傷・塗料のはがれ等の外観の損傷または借用戸室の汚損（落書きを含みます。）であって、借用戸室の機能に支障をきたさない損壊（（2）修理費用補償⑤の費用）
賠償責任補償
《借家人賠償責任保険金》 ①借用戸室の改築、増築、取りこわし、修理等の工事 ②被保険者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任 《個人賠償責任保険金》 ①被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任 ②被保険者が所有・使用・管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ③航空機、船舶、車両または銃器の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任

4 主な特約の概要

●すべてのご契約に自動的に付帯される主な特約

共同保険に関する特約
共同保険をお引き受けする場合の共同保険幹事会社が行う事項やその効果、保険契約者が共同保険幹事会社に対して行う通知等の効果について定めています。
複数契約特約
詳細については、「21 複数契約の取り扱い」をご確認ください。
サービス付き高齢者向け住宅に関する特約
借用戸室が「サービス付き高齢者向け住宅」の場合に適用されます。この特約により、レンタル福祉用具を保険の目的に含めます。また、被保険者が心神喪失により責任能力を欠く場合の監督義務者の負担する損害賠償責任を補償します。
レンタル家財に関する特約
借用戸室の賃貸借契約にレンタル家財の賃貸借契約が含まれる場合、またはその賃貸借契約と同時にレンタル家財の賃貸借契約が行われる場合に適用されます。この特約により、レンタル家財を保険の目的に含めます。
賃貸住宅の転居に関する特約
転居前の借用戸室でこの保険契約とは別に当社保険商品を契約しており、転居後の借用戸室で新たにこの保険契約を締結する場合、それぞれの賃貸借契約等が重複する期間中のみ、双方の保険契約期間を重複させることができます。

●お申し出によりご契約に付帯される主な特約

法人等契約の被保険者に関する特約
保険契約者である法人等の役員・従業員等を被保険者とする場合は、この特約を付帯して被保険者を特定しない方式でご契約いただくことができます（特約付帯による追加保険料はありません）。 ただし、この特約を付帯した場合であっても、当社の他の保険契約の被保険者は、普通保険約款および付帯される特約の規定を超えて被保険者となることはできません。

※特約の詳細および本重要事項説明書に記載のない特約については、「ご契約のしおり」をご参照ください。

5 保険期間および補償の開始・終了時期

●保険期間は、1年または2年となります。
※一部の保険金には、1保険期間中の支払回数または通算支払限度額の制限があります。この制限が適用される期間は、保険期間が1年の場合は1年間、2年の場合は2年間となります。

●当社の保険契約上の責任は、契約申込書等に記載された保険期間の開始日の0時（これと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まり、保険期間満了日の24時に終了します。ご契約の保険期間については、契約申込書等をご確認ください。
※補償の開始時刻が0時と異なる場合であっても、保険料は0時の場合と変わりません。

6 保険金額の設定（加入コースの選択）

●加入コースごとに家財の保険金額が設定されています。事故が発生した場合に十分な補償が受けられるように、家財の保有額（再調達価額）を踏まえて加入コースをご選択ください。ご契約の保険金額については、契約申込書等をご確認ください。

●家財の保有額（再調達価額）の目安については、当社ホームページの家財簡易評価表をご参照ください。

7 保険料の決定の仕組み

保険料は、加入コースと保険期間によって決定されます。ご契約の保険料については、契約申込書等をご確認ください。

8 保険料の払込方法（払込回数・払込経路）

●保険料の払込回数は、一括払または分割払となります。分割払の場合は、ご契約の保険料を保険期間に相当する月数に分割して払い込んでいただきます。

●保険料の払込経路には、現金払・送金払・コンビニエンスストア払・クレジットカード払・団体による保険料一括集金払・保証会社等払があります。

●プラン・申込方法によってご利用可能な払込方法が異なります。ご契約の保険料の払込方法については、契約申込書等をご確認ください。

9 保険料の払込猶予期間の取り扱い

●保険料は保険期間の開始日時までに払い込んでください。当社は、保険料を領収する前に生じた事故による損害・費用に対しては、保険金をお支払いしません。

●一括払の場合、以下の払込経路での保険料の払い込みについては、「保険期間の開始日が属する月の翌月末日」が払込期日として設定されています。払込期日までに保険料が払い込まれなかった場合には、保険契約は初めから成立しなかったものとして取り扱います（更新契約については、更新しなかったものとして取り扱います）。
①新規契約・更新契約におけるコンビニエンスストア等の収納窓口払
②更新契約におけるクレジットカード払

●分割払の場合、第2回目以降分割保険料の払い込みについては、「その払込期日の属する月の翌々月末日」まで保険料の払込猶予期間が設定されています。保険料払込猶予期間の間に分割保険料の払い込みがない場合には、この保険契約は失効します。

●保証会社等払の場合、保証会社等との間で別途約定した集金日・集金方法にて、保証会社等を経由して保険料をご請求します。なお、保証会社等が保険契約者からの集金業務を止めるなどの事情があった場合、当社からのご案内に沿って未払込分の保険料を一括して払い込んでください。

10 満期返戻金・契約者配当金

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

Ⅱ 契約締結時におけるご注意事項

11 告知義務

保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人には、契約申込書等の事項のうち重要な次の事項（告知事項）について、誤りのない事実を記載・入力する義務（告知義務）があります。
①保険契約者の氏名・名称・生年月日・性別（保険契約者が法人の場合は、生年月日・性別は不要） ②記名被保険者の氏名・生年月日・性別・被保険者の総人数 ③借用戸室の所在地 ④他の保険契約の有無
※記載・入力いただいた内容が事実と異なる場合は、当社がご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

12 クーリング・オフ

●クーリング・オフとは、ご契約のお申し込み後であっても、お申し込みの撤回またはご契約の解除ができる制度です。ただし、以下の契約はクーリング・オフの対象外です。
①更新の保険契約 ②営業または事業のための保険契約 ③法人または社団・財団が締結した保険契約 ④保険期間が1年以内の保険契約
●ご契約をお申し込みいただいた日またはこの書面を受領した日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、クーリング・オフを行うことができます。すでに保険金をお支払いする事由が発生しているにもかかわらず、それを知らずにクーリング・オフのお申し出があった場合は、クーリング・オフの効力は発生せず、ご契約は有効に存続するものとします。
●クーリング・オフのお申し出方法には、書面または当社ホームページの申請フォームがあります。申請フォームのご利用方法については、当社ホームページをご参照ください。
https://www.n-ssi.co.jp/request/
●書面による通知の場合は、上記の期間内（8日以内の消印有効）に、はがきなどの書面に次の①～⑥の事項を記載のうえ、当社のお客様相談室宛てにご通知ください。

【送付先】
SBI日本少額短期保険株式会社 お客様相談室
〒530-0011 大阪市北区大深町3-1
グランフロント大阪 タワーB 13F

【記載事項】
①ご契約をクーリング・オフする旨 ②保険契約者の住所・氏名・捺印 ③日中の連絡先の電話番号 ④申込日 ⑤契約管理番号 ⑥取扱代理店名

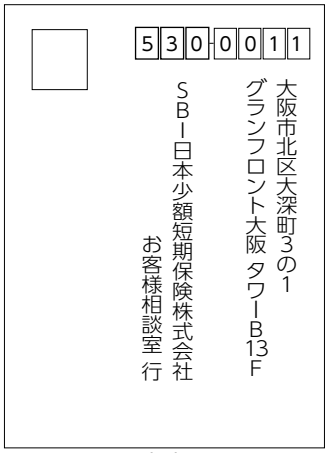

（表）

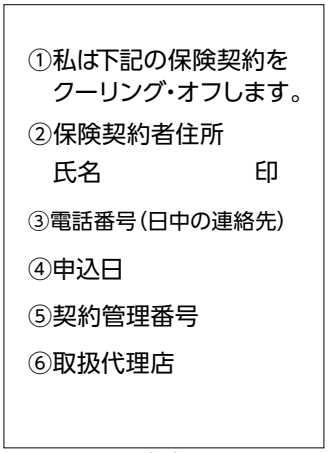

（裏）

●クーリング・オフの効力が発生した場合には、すでにお支払いいただいている保険料の返金手続きについて当社よりご連絡いたします。また、当社および取扱代理店は、クーリング・オフによる損害賠償または違約金を一切請求しません。

Ⅲ 契約締結後におけるご注意事項

13 通知義務

以下の事項のいずれかに該当する事実が生じた場合には、その発生を知った後、遅滞なく当社にご連絡ください。
①借用戸室が賃貸住宅でなくなるときまたは住居専用に使用しなくなるとき ②保険の目的を譲渡したこと ③保険の目的を他に移転したこと ④他の保険契約を締結したこと ⑤①～④のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生したこと
※ご連絡がない場合には、事故が発生した際に保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

14 借用戸室の変更

●保険期間の中途で借用戸室を変更する場合は、異動解約センターにお申し出ください。当社がその事実を承認してから30日（または変更前の借用戸室の賃貸借契約終了日のいずれか早い日）までは、変更前の借用戸室で事故が発生した場合も当保険契約の補償の対象となります。

15 解約返戻金

●保険期間の中途でご契約を解約する場合は、異動解約センターにお申し出ください。ご契約の保険期間のうち、未経過期間に応じて所定の解約返戻金をお支払いします。ただし、未経過期間によっては解約返戻金が発生しない場合があります。なお、解約返戻金は、お支払いいただいた保険料よりも少ない金額となります。詳細については、当社にお問い合わせください。
●保険料を分割払でお支払いいただく場合は、解約返戻金は発生しません。ただし、解約後の期間に対応する保険料を領収している場合は、その保険料をお返しします。なお、解約日までの保険料の領収状況によっては、必要な保険料を追加でご請求する場合があります。

16 保険契約の失効

保険契約の締結後、以下のいずれかに該当する場合には、この保険契約はその事実が発生した時点をもって失効します。
①借用戸室の全部または保険の目的の全部が消滅したとき（保険金のお支払いにより、この保険契約が終了した場合を除きます。） ②保険の目的の全部を譲渡したとき ③保険の目的の全部を移転したとき

Ⅳ その他ご留意いただきたい事項

17 個人情報の取り扱い

この保険契約に関する個人情報は、引受少額短期保険業者が保険契約の引き受け、保険契約の履行（保険金のお支払いなど）のために利用するほか、引受少額短期保険業者およびSBIグループ企業が各種商品・サービスの案内・提供等のために利用することがあります。また、上記利用目的の達成に必要な範囲内で、ご提供いただいた個人情報を第三者（再保険会社・業務委託先など）に対して提供することがあります。個人情報の利用目的および詳細については、引受少額短期保険業者ホームページをご参照ください。

18 支払時情報交換制度

引受少額短期保険業者は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社との間で、保険金等のお支払い、または保険契約の解除、取消、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。
※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ（https://www.shougakutanki.jp/）をご参照ください。

19 指定紛争解決機関

当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」
0120-82-1144【平日9:00～12:00 13:00～17:00】
（土日祝日および年末年始休業期間を除く）

20 少額短期保険業者の制限

●損害保険商品について、少額短期保険業者がお引き受けする保険期間は2年まで、保険金額は1,000万円までとなります。
●被保険者1名について、少額短期保険業者がお引き受けするすべての保険の保険金額の合計額は、1,000万円が上限となります。ただし、低発生率保険（※）については、別枠で1,000万円を上限にお引き受けします。
●保険契約者1名について、少額短期保険業者がお引き受けする損害保険の保険金額の合計額は、10億円が上限となります。ただし、低発生率保険（※）については、別枠で10億円を上限にお引き受けします。
※損害保険のうち、特に保険事故の発生率が低いと見込まれる、個人の日常生活に伴う損害賠償責任を対象とする保険（自動車の運行に係るものを除きます。）をいいます。

21 複数契約の取り扱い

「複数契約特約」の適用により、各引受少額短期保険業者の被保険者1名についての引受限度額は、各々の保険契約の保険金額を合算して、損害保険・低発生率保険それぞれ3,000万円となります。
ただし、以下の点にご注意ください。
①同一または隣接する建物内の動産を保険の目的とする当社の他の保険契約がすでにある場合には、この特約によって保険契約をお引き受けすることはできません。ただし、「20少額短期保険業者の制限」に記載の被保険者1名についての引受限度額の範囲内であれば、お引き受けすることが可能です。
②1回の事故について、被保険者を同一とする複数の保険契約から被保険者に支払うべき保険金の合計額が1,000万円を超えるときは、被保険者に支払う保険金の合計額は1,000万円を限度とします。

③同一の被保険者について、各々の保険契約の保険契約者が相違する場合は、複数の保険契約をお引き受けすることができません。
④被保険者1名について、賃貸住宅向けの保険は3件を超えてお引き受けすることができません。

22 共同保険について

この保険契約は、当社および常口社を引受少額短期保険業者とする共同保険契約です。両社は、「20少額短期保険業者の制限」「21複数契約の取り扱い」に記載の引受限度額・条件に基づいて保険契約をお引き受けします。なお、共同保険の引受割合は、当社、常口社ともに50%です。
各社は、それぞれの保険金の額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。また、当社は共同保険幹事会社として常口社の業務および事務の代理・代行を行います。

23 補償重複

●補償内容が同様の保険契約がほかにある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額等をご確認のうえ、ご契約ください。

【補償が重複する可能性の例】

他にご加入の自動車保険、自転車保険等に付帯される個人賠償責任保険金で補償が重複する場合など

●この保険契約以外に当社保険商品を重複してお引き受けする場合、「賃貸住宅総合賠償責任特約2021」に付帯されている個人賠償責任保険金の一部またはすべての補償が重複することがあります。

24 地震に関する補償について

この保険契約は、地震による損害を補償しません。

25 保険契約の更新

●以下の2つの条件を満たした場合、この保険契約は保険期間満了日の翌日を更新日として更新されます。

①保険期間満了日の1か月前までに、当社から保険契約者に更新の案内を行った際、保険契約者から当社に保険契約を更新しない旨の通知がないこと

②保険契約者の意思の表示として更新される保険契約の保険料が当社に払い込まれること

●当社は、以下のいずれかに該当する場合に、保険期間満了日の2か月前までに、保険契約者に更新を行わない旨を通知することができます。

①「重大事由による解除」の解除事由に準ずる事由があると認められる場合

②当社が保険契約上の義務を履行するに際して保険契約者または被保険者がこれに協力しなかった場合またはこれに準ずる場合

③当社が、保険契約者または被保険者に係る事故の発生の頻度・損害の状況・損害発生の可能性等を考慮して、更新しないこととした場合

●更新契約に適用する普通保険約款・保険料は、その更新契約の初日におけるものとします。

●更新時に当社がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合には、この保険契約は更新されません。この場合、この保険契約は、当社の定める基準に基づき、この項目に記載の取り扱いに準じて、この保険契約の保険期間満了日の翌日に、この保険契約に準じた保険契約として当社が定める他の保険契約へ変更されます。

●「保証会社等払特約」が付帯される場合において、当社と保証会社等との集金契約が解除された場合または保証会社等が集金業務を止めた場合には、更新案内の有無にかかわらず、この保険契約は更新されません。この場合には、新規の保険契約をご案内します。

26 保険料の増額または保険金額の減額など

（1）保険期間中

●当社の保険料の計算基礎が変動し、当社の収支状況に著しく影響を及ぼしたことにより保険料の増額または保険金額の減額が必要と当社が認めたときは、当社の定めるところにより保険料の増額または保険金額の減額をすることがあります。

●一時に多くの保険金の支払いが発生し、保険金支払いのための財源が不足することにより、当社の収支状況に著しく影響を及ぼす場合には、当社の定めるところにより保険金を削減することがあります。

（2）保険契約更新時

●当社は、保険契約更新時に、この保険の収支を検証して、保険料の計算基礎を変更する必要がある場合は、当社の定めるところにより、計算基礎を変更して保険料を増額し、または保険金額を減額することがあります。

●当社は、保険契約更新時に、この保険の収支を検証して、不採算となり、更新契約の引き受けが困難となった場合は、当社の定めるところにより、更新契約を引き受けないことがあります。

※26の記載内容は常口社も同様となります。

27 取扱代理店の権限

取扱代理店は、引受少額短期保険業者との代理店委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・ご契約の管理などの代理業務を行っています。取扱代理店を経由して有効に成立したご契約は、引受少額短期保険業者と直接契約したものとなります。

28 少額短期保険業者破綻時の取り扱い

●少額短期保険業者が経営破綻した場合であっても、「損害保険契約者保護機構」の行う資金援助などの措置の対象ではありません。また、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する「補償対象契約」にも該当しません。

●当社は、責任準備金を十分に積み立て、さらに再保険契約を締結することにより将来の保険金のお支払いに備えるなど、長期的な視点で安定した事業運営を行っております。

29 付帯サービス

この保険契約には、借用戸室の水回り・鍵・ガラス等日常生活のトラブルに関する応急処置サービスが付帯されています。詳細については、当社ホームページをご参照ください。
※サービス内容は、予告なく変更・中止することがあります。

補償		保険金をお支払いできない具体例	
主契約	家財	●借用戸室の結露がひどく家財にカビが生えた	給排水設備・他戸室からの水漏れではなく、建物構造上の結露などによる水濡れ損害は対象外です。
		●掃除機がぶつかってテレビの画面が割れた	被保険者が自分の家財を破損した場合は対象外です。
		●店で買い物中に自転車（原付バイク）を盗まれた	賃貸物件の指定駐輪場以外での盗難は対象外です。
		●落雷によりパソコンが壊れデータが消えた	修理明細などで落雷が故障の原因であることを立証していただけない場合は対象外となります（データやプログラムも補償の対象外です）。
		●地震・噴火・津波が原因の家財損害	地震・噴火・津波が原因の家財損害は対象外です。
		●床下浸水による家財損害	居住の用に供する部分の床を超えていない場合は対象外です。
		●エアコンから水が漏れてパソコンが故障した	エアコンは給排水設備ではなく空調設備のため対象外です。
		●換気扇から雨が吹き込んで家財が濡れた	借用戸室の開口部からの吹き込み、浸み込み、漏入による家財被害は対象外です。
	修理費用	●地震・噴火・津波が原因で窓ガラスが割れた	地震・噴火・津波が原因の修理費用は対象外です。
		●タンス・食器棚の重みでカーペットがへこんだ	借用戸室の使用にともなう経年劣化・通常損耗は対象外です。
		●重い荷物を引きずり床に傷がついた	借用戸室の擦傷、かき傷、塗料のはがれ、落書きなどの外観の損傷・汚損は対象外です。
		●トイレ・キッチン配管などのつまり除去	配管などのつまりは破損ではないため対象外です。
		●洗面台のプラスチック棚の部品を1つ割ってしまったが型番が古く廃番商品なので洗面台一式交換したい	保険で対応できるのは壊してしまった部品のみです。
		●鍵を紛失したため借用戸室玄関の鍵の開錠費用が発生した	鍵の紛失は補償対象外です。
		●換気扇から雨が吹き込んで壁紙がはがれた	借用戸室の開口部からの吹き込み、浸み込み、漏入による損害は対象外です。
特約	賠償責任	●仕事中に同僚とぶつかりけがをさせた	業務に起因する事故は対象外です。
		●上階床下の配管老朽化により自室が水浸しになった	入居者に責任のない漏水事故につき対象外です。
		●機械式駐車場の操作を誤り、他人の車を破損させた	車両の使用または管理に起因する損害賠償は対象外です。

事故発生から保険金お支払いまでの流れ

事故発生

火災

水濡れ

盗難

など

万一事故が起こった場合には 事故受付センターへご連絡 または 専用フォームからご申請

事故受付センターへご連絡

0120-308-838

専用フォームからご申請

www.n-ssi.co.jp/form/kazai/accident/
当社ホームページ右上「各種お手続き」から
アクセスいただけます。

1. 事故受付
2. 事故センターからのご連絡
3. 補償の対象となる事故
4. 保険金請求に必要な手続きや書類のご案内
5. 保険金請求に必要な書類・資料のご提出
6. 事故の査定・調査
7. 保険金お支払い

補償の対象とならない事故 → お支払い対象外

〈 お引っ越しにともなうご住所、連絡先の変更、改姓などまたはご解約 〉

異動解約センター **0120-071-161** 平日（月～金）9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

〈 ご質問、ご相談について 〉

カスタマーセンター **0120-080-828** 平日（月～金）9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

SBI日本少額短期保険株式会社は、SBI常口セーフティ少額短期保険株式会社からの委託を受けて業務を代行しています。

引受少額短期保険業者：共同保険幹事会社

SBI日本少額短期保険株式会社

近畿財務局長（少額短期保険）第3号

〒530-0011 大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪 タワーB 13F

https://www.n-ssi.co.jp

引受少額短期保険業者：共同保険非幹事会社

SBI常口セーフティ少額短期保険株式会社

北海道財務局長（少額短期保険）第1号

〒060-0001 札幌市中央区北一条西5丁目2-9 北一条三井ビルディング 5F

https://www.safesafe.co.jp

取扱代理店

PAN029-H-2301
NS2022-057-001（2301）